

独立行政法人国立病院機構東京病院 院内感染対策委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東京病院(以下「当院」と言う。)において必要な事項を定め、適切な院内感染管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

(委員会の構成等)

第2条 第1条の目的を達成するため、当院に院内感染対策委員会を設置する。

- 2 院内感染対策委員会は、病院長、副院長、事務部長、看護部長、薬剤部長、感染制御室長、感染制御医師（ICD）、感染管理担当者及び感染管理認定看護師（ICN）、医療安全管理係長、臨床検査技師長、診療放射線技師長、栄養管理室長、理学療法士長、専門職をもって構成する。
- 3 院内感染対策委員会の委員長は、病院長とする。
- 4 院内感染対策委員会の副委員長は、副院長とする。
- 5 委員長が不在の場合は副委員長が職務を代行する。
- 6 委員長は、第2項に定めた委員のほか、委員会の任務に必要と認めた者を委員会に出席させることができる。
- 7 委員が業務上やむを得ない事由等により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員会の任務)

第3条 委員会は第1条の目的を達成するため、次項について検討し計画を作成する。

- 2 院内感染対策委員会は、院内感染管理に係る調査、審議等の任務を行う。
- 3 院内感染対策委員会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。
 - 一 院内感染対策に関する基本方針および重要事項の審議決定 に関すること
 - 二 感染発生状況および抗菌薬使用状況の把握および評価に関すること
 - 三 院内感染対策マニュアルおよび感染制御部会から提示された新たな感染対策に関すること
 - 四 感染制御部会からの報告事項の確認および指示に関すること
 - 五 職員研修計画の確認および評価 に関すること
 - 六 アウトブレイク発生時の対応方針の決定に関すること
 - 七 その他院内感染管理に関すること

(委員会の開催)

第4条 院内感染対策委員会の開催は、概ね毎月1回とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度することができる。

(委員会の成立)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第6条 院内感染対策委員会は議事録を備え記録保管するものとする。

2 院内感染対策委員会の検討結果については、管理診療会議を通じて、各職場に周知するとともに、諸会議等において、職員に周知するものとする。

(各種部会)

第7条 院内感染対策委員会は、第1条の目的のために、以下に記す部会およびチームからの報告を用い、検討を行う。

- 一 感染制御部会
- 二 抗菌薬適正使用支援チーム

2 各部会の要綱は別途定める。

(庶務等)

第8条 委員会の庶務は専門職が担当する。

附則 この規程は平成8年6月1日より施行する。

附則 この規程は平成20年6月1日改訂する。

附則 この規程は平成28年1月1日改訂する。

附則 この規程は平成30年6月1日改訂する。

附則 この規程は令和3年6月1日改訂する。

附則 この規程は令和8年2月1日改訂する。

附則 この規程は令和8年8月1日改訂する。